

事故周知・再発防止〔令和4年度発生事例〕

災害の種類	労働災害(測量関係者)	工事区分	用地測量・境界復元
事故内容	転落・打撲	被災者	性別・年齢 ●性・●歳
被災状況	頭部打撲、挫傷(休業無し)		職業
<p>[災害の概要]</p> <p>□現場の状況： 境界立会に先立ち、現地での境界復元作業を行っていた。(作業人数:3名)</p> <p>□事故の概要： (令和5年2月6日 月曜日) 深さ1m程の既設水路の脇で境界復元作業を行っている際に、復元位置を探すため移動しようとしたところ、水路天端上に薄く堆積した土砂で足を滑らせ、後ろ向きに水路内へ転落した。 被災者は右側背中から水路底に落下、その反動でヘルメットがずれ、右側頭部を水路側面に打ちつけた。</p> <p>□安全対策の有無 朝ミーティング、ヘルメットの着用及び安全靴を含む装着装備の確認を行った。</p>			
<p>□問題点：①朝ミーティングでは、作業手順及び一般的な安全対策の確認が主で、各現場特有の危険箇所の周知が十分でなかった。</p> <p>②水路付近の作業において、足元の安全確保が十分でなかった。</p> <p>③ヘルメットの正しい着用ができていなかった。 (ヘルメット内部の調節ベルトの調整不足及び装着後の顎紐が緩んでいた。)</p> <p>④事故発生時において、監督員への緊急報告の意識が無かったため報告が遅れた。このため、報告が事故発生から19時間30分後となった。</p>			
<p>□防止対策：①作業エリアが変わる毎に、作業着手前に作業員全員で現地状況を確認し、段差等で転倒の恐れがある箇所を確認する。(業務計画書へ追記。)</p> <p>②転倒の原因となる浮石や覆土を見つけた場合は、その都度、可能な範囲で速やかに原因を除去し、安全を確保する。(業務計画書へ追記。)</p> <p>③ヘルメットの内部調整ベルト及び顎ひもを調整し、容易にヘルメットが動かないよう確実に着用する。 また、作業着手前には、ヘルメットの着用状況を作業員同士で前後左右にヘルメットを動かし、しっかり着用しているか相互確認する。(業務計画書へ追記。)</p> <p>④事故の再発防止と共通仕様書(※1)のとおり、怪我の程度に関わらず、監督員へ事故発生後直ちに連絡するよう、社長から各部長(測量調査部、設計部、営業部及び総務部)に対し指示を行った。(2月8日17:00開催済) また、測量調査部長から各部門の所属職員に対し周知徹底を行った。(2/9,10に各部毎に開催済)</p> <p>※1: 静岡県業務委託共通仕様書(1)測量作業共通仕様書 第133条第8項受注者は、屋外で行う測量作業実施中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。」</p>			

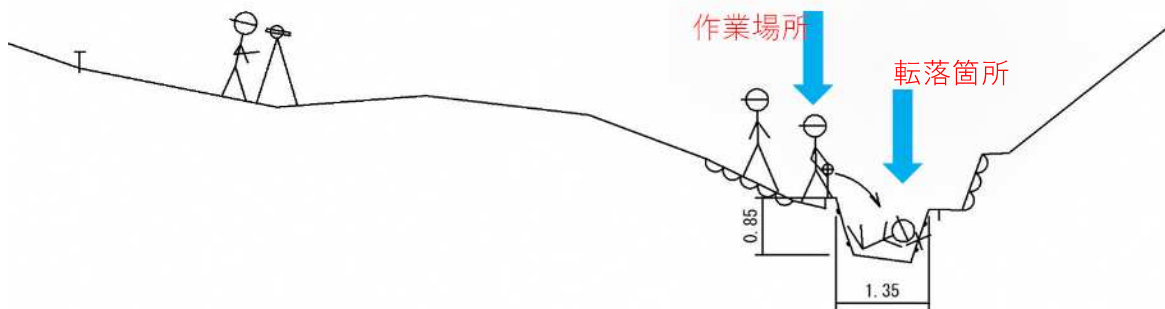
事故周知・再発防止〔 年度発生事例〕

災害の種類	労働災害(測量関係者)	工事区分	用地測量・境界復元
事故内容	転落・打撲	被災者	性別・年齢 ●性・●歳
被災状況	頭部打撲、挫傷(休業無し)	職業	測量助手

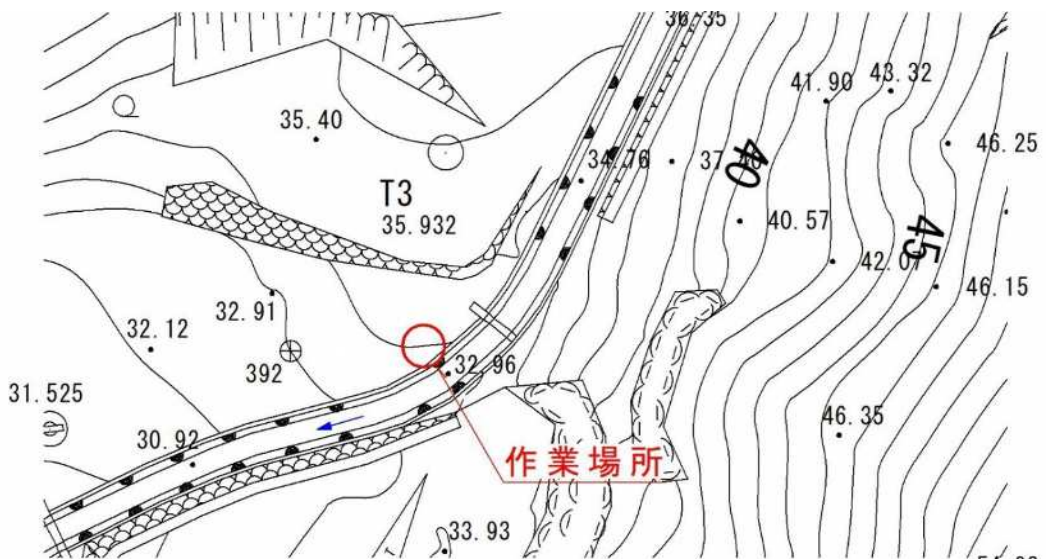
【事故の状況が分かる写真または図面】

【写真】

【断面図】



【平面図】



§ 11 業務に関する注意事項

(1) 土地の立ち入り

- イ 事前に監督員と十分協議して現地立ち入りを行う。
- ロ 民有地の土地の立入りは、地権者の了承を得て行う。
- ハ 立竹木の伐採もしくは工作物等を一時使用する場合は、所有者の承諾を得て行う。また、立竹木は必要以上の伐採をしないよう十分注意する。
- ニ 農作物に被害を与えないように十分注意する。

(2) 安全管理

- イ 道路上で作業を行う場合、必要に応じて交通整理員を配置する。
また、セーフティーコーン等の標識を使用し、作業員及び交通の安全を図る。
- ロ 作業員は、必要に応じて保護具（ヘルメット、安全チョッキ等）を着装する。
- ハ 危険個所の作業については保護具（ヘルメット、安全带等）を着装する。
ヘルメットの内部調整ベルト及び顎ひもを調整し、容易にヘルメットが動かないよう確実に着用する。
また、作業着手前には、ヘルメットの着用状況を作業員同士で前後左右にヘルメットを動かし、しっかり着用しているか相互確認する。
- ニ 伐採箇所では、刃物の取り扱いに十分注意する。
- ホ 急傾斜地では移動に十分注意する。
- ヘ 作業地域までの通勤途中での交通安全に特に留意する。
- ト 調査の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急措置等所要の措置を講じるとともに、事故の発生原因、経過、被害の内容等について遅滞なく担当監督員に報告する。また、担当監督員の指示がある場合にはその指示に従うものとする。
- チ 作業エリアが変わる毎に、作業着手前に作業員全員で現地状況を確認し、段差等で転倒の恐れがある箇所を確認する。
- リ 転倒の原因となる浮石や覆土を見つけた場合は、その都度、可能な範囲で速やかに原因を除去し、安全を確保する。
- ヌ 緊急連絡体制、安全管理を作業中必ず携帯する。

(3) 守秘義務

- イ 約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩しない。
- ロ 当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡しない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- ハ 本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に